# 平成28年度 文教委員会資料①

# 【議案第175号】

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター 条例の一部を改正する条例の制定ついて

参考資料

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター 条例の一部を改正する条例新旧対照表

市民文化局

(平成28年11月25日)

### 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市スポーツセンター条例

昭和60年3月30日条例第21号

#### 4 駐車場利用料

MT - 30 - 1 1/13	· ·			
種別		基本料金		超過料金
普通自動車	高津 麻生	1台1時間まで		超過時間30分までごとに
	<i>//</i> / <u> </u>		300円	150円
	宮前	1台1時間まで		超過時間30分までごとに
	多摩		200円	100円
準中型自動車		1台1時間まで		超過時間30分までごと
中型自動車	多摩			VZ
大型自動車			500円	250円

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それ 備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法 ぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、 準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

改正前

○川崎市スポーツセンター条例

昭和60年3月30日条例第21号

### 4 駐車場利用料

MT - 200   17   19				
種別		基本料金		超過料金
普通自動車	高津 麻生	1台1時間まで	300円	超過時間30分までごと に 150円
	宮前 多摩	1台1時間まで	200円	超過時間30分までごと に 100円
中型自動車大型自動車	多摩	1台1時間まで	500円	超過時間30分までごと に 250円

(昭和35年法律第105号) 第3条に規定する普通自動車、中型自動車又 は大型自動車をいう。

## 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市スポーツ・文化総合センター条例

平成26年3月27日条例第6号

#### 4 駐車場利用料

種別	基本料金		超過料金
** ** * * * * * * * * * * * * * * * *	1台1時間まで		超過時間30分までごとに
普通自動車		300円	150円
準中型自動車	1ム1吐胆ナベ		切る吐胆20八子ベブルア
中型自動車	1台1時間まで		超過時間30分までごとに   
大型自動車		600円	300円

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それ 備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法 ぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動 車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

改正前

○川崎市スポーツ・文化総合センター条例

平成26年3月27日条例第6号

#### 4 駐車場利用料

種別	基本料金		超過料金
<b> </b>	1台1時間まで		超過時間30分までごとに
普通自動車		300円	150円
中型自動車	  1台1時間まで 		超過時間30分までごとに
大型自動車		600円	300円

(昭和35年法律第105号) 第3条に規定する普通自動車、中型自動車 又は大型自動車をいう。